

社会福祉法人清水福祉会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間
2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休育休中の社会保険料免除など制度の周知を行う。

<対策>

- 平成 30 年 5 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成 30 年 6 月～ 制度に関する事項をまとめた文書を作成し職員に周知

目標 2：年次有給休暇の取得促進のための措置を実施する。

<対策>

- 平成 30 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成 30 年 10 月～ 各事業所において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成 31 年 4 月～ 全体会議等において年次有給休暇取得促進の取り組みを周知する

目標 3：小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対する所定外労働の免除を実施する。

<対策>

- 平成 33 年 3 月までに育児・介護休業規定の改正を行う